



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(政 令)

○金融庁組織令の一部を改正する政令

(二四二)

○銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令 (二四三)

○公益通報者保護法別表第八号の法律

を定める政令の一部を改正する政令

(二四四)

○東日本大震災の被災者に係る一般旅

券の発給の特例に関する法律施行令

を廃止する政令 (二四五)

○東日本大震災の被災者に係る一般旅

券の発給の特例に関する法律施行令

を廃止する政令 (二四五)

(内閣官房令)

○寒冷地手当支給規則及び人事統計報

告に関する内閣官房令の一部を改正

する内閣官房令 (内閣官房七)

○沖縄総合事務局組織規則の一部を改

正する内閣府令 (内閣府四四)

○金融庁組織規則の一部を改正する内

閣府令 (同四五)

(府 令)

(府令・省令)

○農林中央金庫及び特定農水産業協同

組合等による信用事業の再編及び強

化に関する法律施行規則の一部を改

正する命令 (内閣府・農林水産一〇)

○郵便法施行規則の一部を改正する省

令 (総務四四)

○東日本大震災の被災者に係る一般旅

券の発給の特例に関する法律施行規

則を廃止する省令 (外務六)

○国税不服審判所組織規則及び財務省

組織規則の一部を改正する省令

(財務四四)

○漁業の許可及び取締り等に関する省

令の一部を改正する省令

(農林水産四三)

○人事院規則一一三四 (人事管理文書

の保存期間)の一部を改正する人事

院規則 (人事院一一三四一一〇)

○人事院規則一一六九 (職員の公益社

団法人福島相双復興推進機構への派

遣)の一部を改正する人事院規則

(同一六九一二)

○人事院規則一一七二 (職員の令和七

年国際博覧会特措法第十四条第一項

の規定により指定された博覧会協会

への派遣)の一部を改正する人事院

規則 (同一七二一二)

○人事院規則一一七四 (職員の公益財

団法人福島イノベーション・コース

ト構想推進機構への派遣)の一部を

改正する人事院規則

(同一七四一二)

二

三

四

五

六

七

八

九

一〇

一一

一二

一三

一四

一五

一六

一七

一八

一九

二〇

二一

二二

二三

二四

二五

二六

二七

二八

○人事院規則一一七四 (職員の公益財

団法人福島イノベーション・コース

ト構想推進機構への派遣)の一部を

改正する人事院規則

(同一七四一二)

○人事院規則一一八〇 (職員の令和九

年国際園芸博覧会特措法第二条第一

項の規定により指定された国際園芸

博覧会協会への派遣)の一部を改正

する人事院規則 (同一八〇一二)

○人事院規則八一二 (職員の任免

の一部を改正する人事院規則

(同八一二一二)

○人事院規則九一七 (俸給等の支給

の一部を改正する人事院規則

(同九一七一二)

○人事院規則九二四 (通勤手当)の

一部を改正する人事院規則

(同九二四一二)

○人事院規則九三四 (初任給調整手

当)の一部を改正する人事院規則

(同九三四一二)

○人事院規則九四〇 (期末手当及び

勤勉手当)の一部を改正する人事院

規則 (同九四〇一五八)

○人事院規則九五五 (特勤勤務手当

等)の一部を改正する人事院規則

(同九五五一一四三)

○人事院規則一〇一二 (職員の留学

費用の償還)の一部を改正する人事

院規則 (同一〇一二一二七)

○人事院規則一一一四 (職員の身分保

障)の一部を改正する人事院規則

(同一一一四一九)

○人事院規則一一一一 (管理監督職

勤務上限年齢による降任等)の一部

を改正する人事院規則

(同一一一一一二)

○人事院規則一八一〇 (職員の国際機

関等への派遣)の一部を改正する人

事院規則 (同一八一〇一八)

○人事院規則二二一〇 (国と民間企業

との間の人事交流)の一部を改正す

る人事院規則 (同二二一〇一〇)

○人事院規則二四一〇 (検察官その他

の職員の法科大学院への派遣)の一

部を改正する人事院規則

(同二四一〇一三)

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二

条第一号の規定に基づき主務大臣の

指定するものを定める件の一部を改

正する件 (内閣府・財務五)

○特定金融指標のうち外国為替及び外

国貿易法第六条第一項第十三号に規

定する債権の利率を定める件の一部

を改正する件 (金融庁四〇)

○漁業の許可及び取締り等に関する省

令別表第四かつお・まぐろ漁業の項

第二十二号の農林水産大臣が定めた

期間を定める件 (農林水産一〇七七)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

(前のページより続き)

○特定水産資源(まさば及びびこまさば

太平洋系群、まさば対馬暖流系群及び

びこまさば東シナ海系群、ずわいが

に太平洋北部系群、ずわいがに日本

海系群A海域、ずわいがに日本海系

群B海域、ずわいがに北海道西部系

群、ずわいがにオホーツク海南部、

にしころかじき(大西洋条約海域、

にしまかじき及びふうらいかじき

(大西洋条約海域)、びんなが(南

大西洋海域)、めかじき(南大西

海域)、めかじき(北大西洋海域)、

めばち(大西洋条約海域)並びによ

しきりざめ(北大西洋海域)に関す

る令和三年管理年度における漁業法第

十五条第一項各号に掲げる数量を公

表する件の一部を変更する件

(同一〇七八)

○産業標準化法に基づく登録試験事業

者等に関する省令第一条ただし書に

基づく一区分として扱う試験方法を

定める件の一部を改正する件

(経済産業一四三)

○平取タムの建設が完了した件

(国土交通七三八)

○道路に関する件

(関東地方整備局二一五〇二二二)

○道路に関する件

(中部地方整備局七四)

○長崎県五島市沖に係る海洋再生可能

エネルギー発電設備整備促進区域内

の海域において国土交通大臣が徴収

する占用料又は土砂採取料の額を定

める告示の一部を改正する告示

(九州地方整備局七八)

○道路に関する件

(北海道開発局九七〇一一二二)

○一級河川沙流川水系平取ダムにおけ
る河川区域指定に関する件
(同一一三)

〔官庁報告〕

官庁事項

東北地方整備局公示(東北地方整備局)
中部地方整備局公示(中部地方整備局)
近畿地方整備局公示(近畿地方整備局)
四国地方整備局公示(四国地方整備局)
北海道開発局公示(北海道開発局)

国家試験

二千二百二十年度経験者採用試験(係長
級(事務)公告(人事院))
二千二百二十年度公務員試験者採用試験
(係長級(技術)公告(同))
二千二百二十年度外務省経験者採用試験
(書記官級)公告(同))
二千二百二十年度国税庁経験者採用試験
(国税調査官級)公告(同))
二千二百二十年度農林水産省経験者採用
試験(係長級(技術)公告(同))
二千二百二十年度国土交通省経験者採用
試験(係長級(技術)公告(同))
二千二百二十年度観光庁経験者採用試験
(係長級(事務)公告(同))
二千二百二十年度気象庁経験者採用試験
(係長級(技術)公告(同))
令和四年度土地家屋調査士試験に関す
る公告(法務省)
令和四年度簡裁訴訟代理等能力認定考
査に関する公告(同))
通関士試験公告(財務省)

本号で公布された
法令のあらまし

◇金融庁組織令の一部を改正する政令(政令第二
四二号)(金融庁)

1 総合政策局及び監督局並びに総合政策局リス
ク分析総括課、監督局総務課、監督局銀行第一
課、監督局銀行第二課及び監督局証券課の所掌
事務を変更することとした。(第三条、第五条、
第二二条、第一九条、第二一条及び第二三条関
係)

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 その他関係政令について、所要の規定の整備
を行うこととした。

4 この政令は、令和四年七月七日から施行する
こととした。

◇銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正
する政令(政令第二四三号)(警察庁)

一 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正関
係

銃砲の所持の不許可の要件となる罪に関する
規定を改めることとした。(第一条関係)

二 インターネット異性紹介事業を利用して児童
を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の
一部改正関係

インターネット異性紹介事業の事業停止事由
となる児童の健全な育成に障害を及ぼす罪に関
する規定を改めることとした。(第二条関係)

三 海賊多発海域における日本船舶の警備に関す
る特別措置法施行令の一部改正関係

特定警備に従事することができない者の要件
となる罪に関する規定を改めることとした。(第
三条関係)

四 施行期日

この政令は、性をめぐる個人の尊厳が重んぜ
られる社会の形成に資するために性行為映像制
作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演
者の救済に資するための出演契約等に関する特
則等に関する法律(令和四年法律第七八号)附
則第一条ただし書に規定する規定の施行の日か
ら施行することとした。

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政
令の一部を改正する政令(政令第二四四号)(消
費者庁)

1 公益通報者保護法(平成一十六年法律第一二二
号)別表第八号の政令で定める法律として、性
をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成
に資するために性行為映像作物への出演に係
る被害の防止を図り及び出演者の救済に資す
るための出演契約等に関する特則等に関する法律
(令和四年法律第七八号)を追加することとし
た。(本則関係)

2 この政令は、性をめぐる個人の尊厳が重んぜ
られる社会の形成に資するために性行為映像制
作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演
者の救済に資するための出演契約等に関する特
則等に関する法律(令和四年法律第七八号)附
則第一条ただし書に規定する規定の施行の日か
ら施行することとした。

◇東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の
特例に関する法律施行令を廃止する政令(政令
第二四五号)(外務省)

1 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給
の特例に関する法律施行令を廃止することとし
た。

2 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

○経済産業省告示第百四十三号

産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令（平成九年厚生省・通商産業省・運輸省令第四号）第一条ただし書の規定に基づき、産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件（平成三十年経済産業省告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

令和四年七月一日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表	試験方法の区分(イ) 方法(ロ)	別表	試験方法の区分(イ) 方法(ロ)
高分子引張試験	[略]	[略]	[略]
	JIS K6348	[略]	JIS K6348
	JIS K6732	[略]	[新設]
	[略]	[略]	[略]
	JIS K6778	[略]	JIS K6778
高分子引張試験	JIS K6781	[新設]	[新設]
	JIS K6783	[略]	[略]
	[略]	[略]	JIS K6815—3
	JIS K6815—3	[略]	[新設]
	JIS K6930	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
へん平等試験	[略]	へん平等試験	[略]
[略]	[略]	[略]	JIS H4090
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この告示は、公布の日から施行する。
この告示の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百三十八号

昭和五十八年建設省告示第七百六十六号をもって公示した二風谷ダム及び平取ダムの建設に関する基本計画に基づいて実施している建設のうち、沙流川水系平取ダムの建設は、令和四年六月三十日に完了したので、特定多目的ダム法（昭和三十一年法律第三十五号）第十四条の規定により、公示する。

令和四年七月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

○関東地方整備局告示第二百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和四年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月一日

関東地方整備局長 廣瀬 昌由

- (一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 十八号
(三) 道路の区域

変更新前	敷地の幅員	延長
後別	敷地の幅員	延長

安中市安中二丁目字本宿二四一六番五から同市安中一丁目字前原二二一四番一まで

四 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和四年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月一日

関東地方整備局長 廣瀬 昌由

- (一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 五十号
(三) 道路の区域

変更新前	敷地の幅員	延長
後別	敷地の幅員	延長

前橋市二之宮町字大日塚一三二五番四から同市二之宮町字洗橋一三八六番八まで

四 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和四年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月一日

関東地方整備局長 廣瀬 昌由

路線名 供用開始の区間
五 十号 前橋市二之宮町字大日塚一三二五番四から同市二之宮町字大日塚一三三〇番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十八号

供用開始の期日 令和四年七月一日
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和四年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月一日 関東地方整備局長 廣瀬 昌由